

日常生活又は社会生活を営むことができるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を進めることとしている。

この障害福祉計画においては、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の中活動系サービス及びグループホーム・ケアホーム等の居住系サービスのそれぞれについて、必要とされるサービス量を見込むこととされており、各サービス量は毎年度着実に増加することが見込まれている。例えば、グループホーム・ケアホームの利用者は、平成18年度で約3.8万人から平成23年度では約8.0万人になることが見込まれている。

上記サービス量の増加に伴い、障害福祉サービスを提供する事業所の従事者についても、一定の労働需要が生じることが見込まれる。

據る⁴「行うことにより、平成17年から平成22年」や「行うが、平成24年から平成29年」は、「概ね横ばいとなる」や「多少減少する」は、「平成16年」や「平成19年」は、「約169万人」や「約211万人」は、「約100万人」や「約124万人」は、「約22万人」や「約36万人」は、「約5～6万人ずつ」や「約8～9万人」は、「平成17年11月末」や「平成21年3月」は、「約47万人」や「約74万人」は、「平成17年3月末日」や「平成20年3月」は、「約270万人」や「約343万人」は、「従事していない多くの」⁴「潜

在的な」⁴とある。